

「収支の明細書」の書き方

「収支の明細書」は、猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合に「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

- 申請書を提出する日の直前1年間における各月の「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額（①-②）」を記載します。
- 「③差額（①-②）」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。
- 臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。
- ※ 月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

- 猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。
- この欄で計算した「③納付可能基準額（①-②）」の金額を「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します。
- 「収入」欄には、売上収入その他の経常的な収入を全て税込金額で記載し、その合計額を「①収入合計」欄に記載します。なお、納税者が個人の場合には、給与収入や報酬の手取り額（直近1か月分の収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額）も含めて記載します。
- 「支出」欄には、事業に係る支出の場合は、仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃、諸経費、借入返済その他の支出を記載し、その合計額を「②支出合計」欄に記載します。なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、不要不急の財産の取得のための支出や、期限の定めのない債務の弁済のための支出等は認められないことに留意してください。また、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。給与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する所得税等を差し引いた金額を記載します。
- 「③納付可能基準額」欄には、「①収入合計」から「②支出合計」を控除した金額を記載します。
- 納税者が個人の場合には、「生活費」欄に、納税者及び納税者と生計を一にする親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。なお、納税者と生計を一にする親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を減算します。

- A 納税者及び納税者と生計を一にする親族の生活費として、①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする親族1人につき45,000円、③手取り額（※）から①及び②を差し引いた残りの金額の20%に相当する金額（又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）。

なお、納税者及び被扶養者と生計を一にする親族の年齢、所有資産、健康状態等の事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

※ 「手取り額」とは、給与所得者については、直近1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額です。個人事業者及び不動産所得者については、直近の年分の確定申告書に添付されている青色申告決算書に記載された青色申告特別控除前の所得金額（青色申告の場合）又は収支内訳書に記載された専従者控除前の所得金額（白色申告の場合）に相当する計算期間（申請書を提出する日からおおむね1か月以内）における額をいいます。なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

- B 実際に支払った食費、家賃、水道高熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。
- 【備考】欄には、生活費をAの方法により計算した場合には、次の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道高熱費などの金額の内訳を具体的に記載します。

《【備考】欄の記載例》（Aの方法により計算した場合）

（給与収入の手取り額：35万円、4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合）

妻と子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。また、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

（納税者本人の生活費） （生計を一にする親族の生活費）

$$100,000 \text{ 円} + (45,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) = 235,000 \text{ 円}$$

（手取り額） （基準額）

$$235,000 \text{ 円} + \{ (350,000 \text{ 円} - 235,000 \text{ 円}) \times 20\% \} = 258,000 \text{ 円}$$

（基準額） （医療費） （妻の収入） （生活費）

$$258,000 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} - 50,000 \text{ 円} = 223,000 \text{ 円}$$

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

- 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額を税込金額で記載します。
- 「臨時収入」欄には、例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。
- 「臨時支出」欄には、例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等に

よる臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

「5 今後1年内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄

- 今後1年内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。
- ※ 月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料などは、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」の「支出」欄に記載します。

「6 家族（役員）の状況」欄

- 納税者が法人の場合には、全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。
- 納税者が個人の場合には、生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業及び所有財産等を記載します。
- ※ 報酬額及び収入金額は、源泉徴収する所得税等を控除する前の金額を記載してください。

「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄

「納付年月日」欄

- 猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

「①納付可能基準額」欄

- 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①-②）」欄に記載した金額を転記します。

「②季節変動等に伴う増減額」欄

- 「2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の收支状況を基に、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「③納付可能基準額（①-②）」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

「③臨時的入出金額」欄

- 「4 今後1年内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載します。なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

「④国税等納付額」欄

- 「5 今後1年内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した国税等の納付や納付のために積立てを行う金額を記入します。

「⑤分割納付金額（①+②+③-④）」欄

- 月ごとに、「①納付可能基準額」欄の金額から、「②季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「③臨時的入出金額」欄の金額を加算し、「④国税等納付額」欄の金額を減算した金額を記載します。
- なお、最終の納付年月日の「⑤分割納付金額（①+②+③-④）」欄には、「〇〇〇円（本税の残額）+延滞金」と記載します。